明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第八条第一項の表所得税法施行規則の項中「」第三十三条第一項」を「。以下「特別措置法」という。）第三十三条第一項」に、

第七十二条の四第二項	所得税を	所得税及び復興特別税を
	所得税の額	所得税及び復興特別税の額の合計額

に、

第八十三条第一項第三号	租税特別措置法施行令	復興特別所得税施行令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令

を

第八十三条第一号	第百条第一項第
第九十四条の二第八号	

を

第四十六条	申請手続）	申請手続）（特別措置法第十六条第二項（予定納税）において準用する場合を含む。）第一号及び第四号において同じ。）
第四十六条第五号	納付）	納付）（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。）次号ロにおいて同じ。）
第四十六条第六号イ	申請）	申請）（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。）イ及び次号において同じ。）
	同項	法第百十一条第一項
第四十六条第六号ロ	第百十一条第二項第一号に掲げる居住者が同項	第百十一条第二項第一号（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる居住者が法第百十一条第二項（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。）以下この号及び次号において同じ。）
	同項に	法第百十一条第二項に
	所得税につき	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき
第四十六条第七号	租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
	所得税につき	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき

を

所得	所得